

女性の政治過少代表是正に向けて¹

全国市区データを用いた実証分析

大阪大学 山内直人研究会 行政分科会

丸尾翔太

松下理子

大辻允人

櫻川京

鳩泰明

2014年11月

¹ 本稿は、2014年12月13日、12月14日に開催される、ISFJ 日本政策学生会議「政策フォーラム 2014」のために作成したものである。本稿の作成にあたっては、山内直人教授（大阪大学）をはじめ、多くの方々から有益且つ熱心なコメントを頂戴した。ここに記して感謝の意を表したい。しかしながら、本稿にあり得る誤り、主張の一切の責任はいうまでもなく筆者たち個人に帰するものである。

要約

「女性差別撤廃条約」、「北京宣言および行動綱領」、「国連ミレニアム宣言」、「ミレニアム開発目標」などから見て取れるように、現代においてジェンダー平等や女性のエンパワーメントの促進は国際的なトレンドである。わが国でも「女性が輝く日本へ」という目標のもと女性支援関連のさまざまな政策が打ち出されている。しかし国際比較の観点からすると日本はまだまだ圧倒的に男性優位な社会であり男女平等後進国だといわれている。実際、国際的な男女平等の指数である GGGI ランキングで日本は 135 か国中 105 位 (2013 年) に位置している。その指標の内訳をみると、政治分野での女性のエンパワーメントが大きく足を引っ張っているのが分かる(118 位/135 か国)。日本では特に、「政治は男性の仕事である」というジェンダーステレオタイプが強い。そのことが国会・自治体における女性議員の少なさに表れている。政府が掲げている「2020 年までに指導的地位に占める女性の割合を 30% に」という目標も近年の女性議員率の推移を見る限り、実現可能性はかなり低いものでといえる。

このように、先進国であり民主主義国家としての成熟度が高いはずのわが国は、男女平等という観点では国際的に大きな後れをとっている。我々はそのような現状に問題意識を抱き、政治分野における女性のエンパワーメントを促進する要因は何であるかを、計量経済学を用いて推定した。

先行研究である Alozie & Manganaro (1992) は政治における女性のエンパワーメントの指標として市議会における女性議員割合を置いて、議席数と選挙制度がどれほど影響力をもつかという分析を行っている。結論として、議会サイズも選挙制度も女性の政治的エンパワーメントを説明するのに十分でないと述べている。この先行研究を受け、本稿では日本の 790 市と東京 23 区のデータを用いて、市区議会の女性議員割合に影響を持つ要因を重回帰分析により推定した。その際に選挙区ごとの女性支援の充実と、社会経済的要因が正の説明力を持つという仮説を立てた。

推定結果から、女性支援の充実が女性議員割合を高めるといふ仮説は支持されたが、社会経済的要因に関しては平均月収のみが正に有意に効くのみで女性大学進学率と女性就業率は説明力を持たなかった。また、女性候補者割合が正の説明力を持つという結果も分析から得られた。このことから当選率に関しては男女間での格差はほとんど存在せず、女性の過少代表の大きな要因は候補者数における圧倒的な男女差であるといえる。

この分析結果をもとに、①「自治体による『女性と政策』に関する定期セミナーの導入」と②「衆議院議員総選挙比例代表クォータ制の導入」の二つの政策を提言する。①は女性の政治への関心・知識・能力を自治体による支援で高めることを目的としている。また②に関しては、衆議院議員比例代表選挙において政党に候補者の女性割合を 30% 以上にするのを義務づける政策である。強制的に女性候補者を増やすことが目的で、実現には政党の協力が必要である。政党にインセンティブ付与するために「供託金の減額」、「政党交付金の算定方法の変更」、という 2 つの政策を提言する。

ジェンダー、政治、クォータ制

目次

はじめに

第1章 現状分析・問題意識

第1節 議会における女性の過少代表の現状

第1項 男女共同参画基本法と女性の参画の増加

第2項 議会における女性議員割合を高める必要性

第3項 女性議員割合が伸び悩む原因

第2節 仮説

第2章 先行研究・本稿の位置づけ

第3章 理論・分析

第1節 データ

第2節 分析モデル

第3節 推定結果

第4節 分析結果と政策提言の方向性

第4章 政策提言

第1節 「女性と政策」に関する定期セミナー導入

第2節 衆議院議員総選挙比例代表クォータ制

おわりに

先行論文・参考文献・データ出典

はじめに

第二次世界大戦後の1945年12月17日、日本国内で初となる婦人参政権が認められた。以後55年余りの年月を経た1999年、男女共同参画社会基本法と男女雇用機会均等法が施行及び改正された。このことは女性の本来的に持つ権利をさらに尊重しようとする姿勢のあらわれである。しかし、このような法整備や国民意識の改善だけでは男女平等・男女共同参画が完全に実現されることは難しい。両法律の施行から約15年が経った現在においても、女性にとって共同参画には非常に多くの障壁が存在していることを忘れてはならない。

急速なグローバル化が進行している現代、多くの国内情勢を他国と定量的に比較ができるようになった。このことは国内政策を実行する上で大きな影響力を持ち始めている。そこで近年、女性の議員比率や就業率などが頻繁に話題として取り上げられている。これに対し、2012年12月26日に発足した第二次安倍政権はアベノミクスの「第三の矢：日本再興戦略」において「女性の更なる活躍促進」を掲げている。政府は問題解決に向けて本格的な対応を始めているといえる。

その一方、前述の両法施行後も女性の就業・就業継続において十分な改善が見られない原因は極めて根深く複雑である。この問題を解決していくにあたって出産・育児環境や雇用環境などの制度面、慣習的な男女役割分業のような思想面などを改善していく必要がある。しかし、しばしば女性の活躍促進を「女性の活用」などと呼ぶことは、あたかも経済再興の一手段に過ぎないと考えているのではと思わせられる。このように女性の就業支援については、歪んだ感覚が見受けられることがある。2014年6月18日、東京都議会において女性議員に対し発せられた「女性蔑視ヤジ」は象徴的であり、男性の間で十分に女性理解が進んでおらず、未だに男尊女卑に近い考え方が残存していることを示しているといえる。

前述の通り、女性の活躍促進の上では、制度面など抜本的な構造改革が求められ、その際には女性視点による実情に合った意見が多分に含まれる必要がある。ましてや、象徴的な事件が発生した男性偏重社会ともいえる議会においてはなおさらである。ここで、女性の活躍促進を効率的に推進するには女性の政治参画、具体的には女性の議会への進出が必要となってくる。

このように議会への更なる女性の参画が求められる現在においても、そこには多くの障壁が存在している。以上のような問題意識の下、本稿では女性の政治参画における障壁を迅速かつ効率的に取り除き、女性議員比率の増大に結びつけることで議会における女性の過少代表性を改善することを目的としている。本稿の分析では平成22年度「国勢調査」、「女性関連施設データベース」、その他収集データを用いて女性議員比率に影響を与える地域的要因についての究明を行う。また、この分析に基づき女性の更なる政治参画を促すための政策を提言する。

本稿の構成は以下のとおりである。まず第1章では女性議員の現状を述べ、第2章では米市議会における女性の代表性について研究した先行研究を紹介し、その後本稿のオリジナリティについて述べる。第3章では我々の行った分析について、その方法や用いるデータ、推定結果とその考察を述べる。第4章では現状や先行研究、分析結果を踏まえた政策提言について述べる。

第 1 章 現状分析・問題意識

第 1 節 議会における女性の過少代表の現状

女性の更なる社会進出を目指して 1999 年 6 月に男女共同参画社会基本法が制定された。この法律の成立を受け、実際に様々な分野に女性の進出を促すことを目的として、これまでに 3 度、雇用や生活など様々な分野での男女平等を謳った男女共同参画基本計画が閣議決定されている。この計画の中で第 1 分野に設定されているのが政策・方針決定過程への女性の参画の拡大である。この具体的な計画方針として、2007 年に閣議決定された第 2 次男女共同参画基本計画において「社会のあらゆる分野において、2020 年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも 30%程度になるよう期待する」という目標値が盛り込まれている。しかしながら、2014 年現在の国会における女性議員の割合は全体で 10.8%であり、あと 5 年で目標値の 30%に達するのは今の施策では不十分であることは誰から見ても明らかであろう。

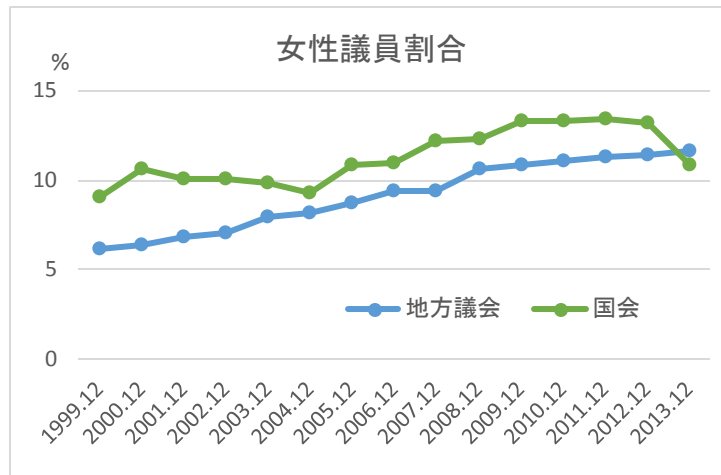
では、そもそもなぜ女性の社会進出、とりわけ議会への参加を進めなければいけないのか、また、このような女性の参加が進まない原因は何なのであろうか。以下では、女性の議員としての政治参加に関して国際比較した後、議会における女性議員割合を高める必要性、そして女性議員が少ない原因を考察していく。

第 1 項 女性の指導的地位への進出の現状

1. 男女共同参画基本法と女性の参画の増加

一般社会における女性の指導的地位、つまり、民間企業の管理職に占める女性の割合は年々増加の傾向にある(図 1)。また、行政府における女性の参画も促進されており、2014 年に国家総合職に採用された女性の割合は 20%を占めるようになった。近年では内閣が中央省庁や地方自治体、民間企業に女性登用の行動計画策定を求める法案を今年度中に国会に提出する予定である。このように、官・民における女性の参画は促進されているものの、一方で政策・方針決定の最も重要な役割を担う議員については女性の割合が依然として小さいといえる。

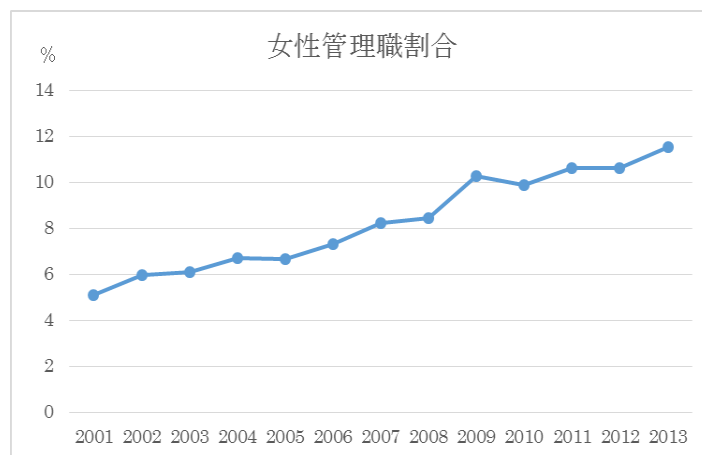
図 1 女性管理職割合の変化²



2014 年現在の国会における女性議員の割合は全体で 10.8%であり、衆議院 8%、参議院 16%と両議院に差は見られるものの 10%前後でとどまっている。また、地方議会において 2013 年現在の地方議会、市町村議会に占める女性議員の割合³は 11.6%と、国会と同様その割合は小さい。

男女共同参画社会基本法が成立した 1999 年から比較しても、次第に増加はしているものの依然として低い割合を維持しており、抜本的な改善はなされていない(図 2)。国会においては 1999 年の 9.1%から微増しつつあるが、10%前後をとり続けている。また、地方議会の女性議員比率も 1999 年の 6.2%から減少せずに徐々に増加しつつあるが未だ 11.6%である。このように、日本の女性議員割合はわずかながら増加傾向にはあるが、政府の設定した「2020 年までに 30%」の目標を達成できる程の増加率ではない。

図 2 女性議員割合の変化⁴



² 「賃金構造基本統計調査」より筆者作成

³ 総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調」

⁴ 総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調べ」と国立女性教育会館「女性国会議員数の推移」より筆者作成

2. 女性議員割合の国際比較

先の項で、日本では、議会レベルを問わず、議会に占める女性議員の割合が小さいという現状があることを述べた。本項では、他国と比較した際に、日本における女性の政治分野への進出の程度がどのレベルであるのかを示したいと思う。

世界経済フォーラム(WEF)は、2006年から毎年「国際男女格差レポート(GGGI)」を公表している。これは、世界各国を対象として、経済的平等、政治参画、健康と生存、教育機会の4分野における男女格差を指数化し、男女格差を縮小する能力を評価・順位づけしたものであり、格差が小さい国ほど上位にランキングする。GGGI2013では世界136カ国が対象となったが、日本は105位と、前回より4つ順位を落とした(前回は135カ国が対象で日本は101位)。表1から分かるように、日本は、「健康と生存」「教育機会」の分野では高水準を達成している⁵。しかしながら、このレポートには、先進国だけでなく発展途上国も多く参加しているにも関わらず、日本は、経済分野及び政治分野において100位以下にランキングしている。OECD諸国で比較したとき、日本は34カ国中「経済活動への参加と機会」の分野では31位、「政治的エンパワーメント」の分野では34位と、国の発展レベルに鑑みてもこれらの分野で世界に遅れていることが分かる。特に、政治分野は118位と男女格差が著しく大きく、これは国会議員に占める女性議員の割合が小さいことが影響している。

表1 GGGIにおける日本の順位

経済活動への参加と機会 ⁶	政治的エンパワーメント ⁷	健康と生存 ⁸	教育機会 ⁹
104位	118位	34位	91位

3. 女性議員としての政治参画を促す動き

前項までに、日本は世界的に見ても女性の政治分野への参画が非常に遅れているということを見てきた。このような現状をうけて、現在日本において女性の政治分野への進出を促そうという動きも出てきている。先に述べた2020年までに指導的地位に占める女性の割合を30%にという目標を受け、安倍首相はアベノミクスの成長戦略において「女性の活用」をその柱の1つに掲げている。今年の9月3日に行われた内閣改造では、過去最多タイに並ぶ5人の女性を閣僚に任命するなど、自ら率先して女性の活用を推進しようとする姿勢を見せている。

また、内閣や与党のみならず、野党に関しても女性議員を増やそうとする動きが見られる。みんなの党はクォータ制を導入することを決め、民主党もこの制度の導入の申し入れを党首が受け入れた。このように、日本全体で女性の政治参画を進めようという機運のある今、我々は女性の政治参画を促進する要因を探り、女性の議会進出を促していきたいと考えている。

⁵ 教育分野における91位は、一見するとかなり低い順位に思えるが、1点満点で日本は0・9757点をとっている。つまり、0.0243点の間に90カ国がひしめき合っているため、日本は91位であるが高水準といえる。

⁶ 労働力の男女比、類似の労働における賃金の男女格差、推定勤労所得の男女比、管理的職業従事者の男女比、専門・技術職の男女比

⁷ 国会議員の男女比、閣僚の男女比、最近50年における国家元首の在任年数の男女比

⁸ 平均寿命の男女比、出生時性比

⁹ 識字率の男女比、初等教育就学率の男女比、中等教育就学率の男女比、高等教育就学率の男女比

第 2 項 議会における女性議員割合を高める必要性

1. 女性の過小代表の問題

女性が議会において占める割合が少ないことでどのような問題が存在しているのかについて考察する。意思決定機構である議会において女性が過少代表のままであることの問題点は以下の 2 点が挙げられる。

1 点目は、女性議員が少ないことによって、優れた民主的統治が妨げられる可能性があるという点である。民主的統治の普及について長期に及び取り組んできた国連は、女性が政治や公的な活動にアクセスし、参画する機会を提供することが重要な活動の一つとなっており、2010 年に UN-Women を設立するなど、近年は益々この活動を活発化させている。その国連の補助機関である国連開発計画が 2012 年 3 月に『政党をより強くするための女性のエンパワーメント：女性の政治参画促進のためのガイドブック』を発行している。その中では、女性のエンパワーメント、すなわち、女性が政治に参画し、女性の視点を包摂することが民主的発展の前提条件であり、優れたガバナンスに貢献すると述べられている。

世界の議会において、その議席に占める女性の割合の平均は 2011 年時点で 19%であるが、先にも述べたように、日本の国会の女性議員割合は 19%よりもさらに低く 10.8%である。日本は民主主義国家になって久しく、いわゆる先進国であるにも関わらず、世界と比較しても女性の議会進出が十分に進んでいないという点において、民主的発展の前提を達成できていないということがいえる。

2 点目は、雇用や育児などの女性が直面しやすい問題が政策に反映されにくいということである。研究の結果、女性議員の数が重要であること、少なくとも、議会の中に女性議員が多ければ多いほど、議会が女性にとっての課題を取り上げ、議場における男女の力学を変える傾向にあることが明らかになっている (Julie Ballington, 2008)。例えば、議会における女性議員割合が高いスウェーデンでは、男性の育児休暇や女性の育児休暇後の復職を法律によって保障するなど、女性の社会進出の課題を解決する法律が制定されている。一方で、日本の諸議会における女性議員の過少という状況では、女性にとっての問題が取り上げられにくく、政策にもなりにくいと考えられる。

実際、女性の声が政治に反映されていないという結果が世論調査において出ている。平成 26 年に内閣府が実施した『社会意識に関する世論調査』で国の政策への民意の反映程度を聞いた項目では、「あまり反映されていない」「ほとんど反映されていない」と否定的に答えた女性の割合は 69.1%であり、「かなり反映されている」「ある程度反映されている」と肯定的に答えた女性は 26.9%であった。このように、女性は民意が政策に反映されていないと考えている人が多いと分かる。

また、このような女性に関する問題が政策に反映されにくいことが女性有権者の政治的関心にも影響している。先ほどと同じ内閣府の調査で、国の政策に民意が「ある程度反映されている」「あまり反映されていない」「ほとんど反映されていない」と答えた者に国の政策への民意の反映方法を聞いた調査項目がある。そこでは「国民が選挙の時に自覚して投票する」「国民が参加できる場をひろげる」と答えた女性の割合の合計は 26.8%であり、「政治家が国民の声をよく聞く」「政府が世論をよく聞く」ことが国の政策への民意の反映手段として適切であると答えた女性の割合の合計は 43.3%である。これらの調査から、女性は国民自らが積極的に政治に参画するのではなく、政治家や政府からの働きかけにより民意が政策に反映されると考えていることがうかがえる。女性は民意が反映されていないと感じている人が多いために、政治家や政府に自らの意見をより汲み取ることこそ有効な手段と考え、その結果受動的な態度にならざるを得ないのではないかと考えられる。

2. 女性議員が増えることの利点

では、前項とは反対に議会における女性割合を増やすことで得られる利点とは何であろうか。主に 2 点が挙げられる。

まず 1 点目は、女性議員が増えることにより女性議員の発議数とその法案の成立率が上昇するということである。このことにより、女性議員が形式的なものでなく、実際に政策や法の立案・制定により深く関わっていくことができる。スー・トーマス（1994）は、アメリカの州議会における女性議員の数が増加した際の女性議員の行動の変化に着目した。女性議員が増加することでその形式的地位から脱却し、女性議員同士が組織化して相互目標に関して協調する場合、州議会に利益をもたらすとした。実際に女性議員が増えたことにより、男性議員よりも女性議員の優先政策の提出率と成立率が高くなっているという結果がでていると述べている。

女性議員が増えたことによって法案発議数が増加した一例として、韓国の事例が挙げられる。韓国においては 2004 年にクォータ制を導入し、女性議員数が 16 人から 39 人に増え、割合としては国会の 13%を女性が占めるようになった。女性議員数が増加した後の第 17 代国会においては女性議員の法案発議件数が増え、一人あたりの女性議員の発議数は 27.6 件と、男性議員の 17.8 件に対し約 1.6 倍という遥かに多い結果となった。

この様に、女性議員が増えることで女性議員の法案発議数等が増加するといえる。そして、これが達成されることによって女性の意見が議会に反映されやすくなり、前述した優れた民主的統治が達成できるのではないかと考えられる。

2 点目は、女性議員は男性議員よりも女性・子供・家族関連法案を優先政策におく傾向にあり、女性議員が増えることでこれらの法案がより審議されるようになるということである。UNICEF が発行している『世界子供白書 2007』には、国政の場合は女性議員数が増えれば「女性と子ども双方の権利を取り扱う法律や政策に影響が及ぶ可能性がある」との記述がある。また、地方議会に女性指導者がいることで、「女性や子どもに関わる問題への関心を高めるのに役立つことが多い」としている。つまり、国や地方において女性議員が増えることで女性や子供に関連した政策に良い影響を与えると考えられる。

また、カイアザ（2004）は女性議員が女性に優しい政策を導くには以下の 2 段階があるとしている。1 段階目として有権者が女性の政治的役割を好意的にみなすことで女性議員が増え、2 段階目として女性議員数が増えることで女性に優しい政策が実現されるという構造を示している。また、女性議員は党派を超えて女性に優しい政策を推進する場合などがあるということについても述べている。

更に、女性議員数の増加が女性議員の発議数が増加することと合わせて効果を発揮する場合もある。先述のスー・トーマスは同じ本の中で、女性議員は男性議員よりも女性・子供・家族関連の政策を優先し、女性議員比率が高い州の方が女性はこれらの政策を優先し、成立させやすいとの仮説を立てた。そして州議会における観察結果から、女性議員数が増えることで以前には私的領域に属するとしてきた DV や家族休暇などの女性・子供・家族関連の問題を議会の場にて議論するようになったという変化が見られると結んだ。

女性議員が増加し、女性・子供・家族関連政策がより推進されることによって、更に女性が進出しやすい社会を形成することができるのではないかと考えられる。また、女性議員がこのような政策を優先政策とすることは、課題である 2 点目である女性が直面しやすい問題が政策に反映されにくいという点を大幅に改善する効果を持つものであると考えられる。

第 3 項 女性議員割合が伸び悩む原因

議会における女性議員割合は現在まで伸び悩んでおり、この女性議員割合の低さによって、女性の発議数・成立数が停滞していること、また女性・子供関連法案が審議されにくいことなどの弊害があることを前項まで述べてきた。それでは、なぜ一向に女性議員数は増加しない

のであろうか。そこには①立候補者個人の要因②立候補者を養成・支援する地域的要因の 2 つの要因があると考えられる。この 2 つの観点から原因を考察する。

①立候補者個人の要因

立候補者個人の要因として、男性に比べて女性は立候補しにくいという現実がある。政治にはお金がかかるといことは、一般的に受け入れられている政治に対するイメージではないだろうか。実際、立候補時に要する供託金や選挙活動に要する経費など極めて多大な資金が必要となる。資金だけでなく、知名度や政治への関心や責任感も政治家として当選するには必要不可欠な要素である。このように政治家として立候補するにあたって必要とされる要素を女性が兼ね備えられているかについて考察を加えていく。

1. 立候補に必要なもの「地盤・看板・鞆」

あらゆる単位の議会において立候補する、選挙に出馬するということは、特定地域の住民から十分に票を集めることが必要となる。また、立候補をする上では一定程度の当選可能性があって初めて立候補するという構造にも触れておく。

ここでは男女問わず、選挙を勝ち抜くうえで極めて重要といわれている「地盤・看板・鞆」が特に女性においてきわめて大きな障壁となっている。そこで、「地盤・看板・鞆」について説明をする。まず「地盤」とは、その立候補者を支持する有権者が一定以上いる地域のことを指し、実際に選挙活動を進めていく上での重要な人力・財力源である。このような支持者は主に既成団体（企業団体や宗教団体、労働組合や農業協同組合など）が主軸となり組織がされることが多く、これを後援会と呼ぶ。次に「看板」である。「看板」とは、街中のかしこに正しく看板が掲げられているかのような知名度を有することである。選挙においては投票時に候補者名や政党名などを有権者に書いてもらうため、候補者自身は自分たちの名前を有権者に覚えてもらえるように努めることが一般的である。つまり、芸能人や地元の有力者などはこの点において有利に立ち回れるということである。最後に「鞆」であるが、これは候補者自身とその支援団体の財力のことを指す。立候補する上で法務局に収めなければならない供託金は国会議員選挙の場合 300 万円、都道府県議員であれば 60 万円、市区町村議員の場合には 50 万円必要となり、一定得票に達せず落選した場合には返金されない。

これら 3 つに関して、女性の実情に合わせて考えていく。まず「地盤」であるが、現在に至るまで所謂女性は結婚をして夫の家に嫁ぐというように、相手の出身地へと居住地を移すことが多い。これは多くの場合、女性の出身地を離れることを意味するとともに女性が身近な知り合いやコミュニティを失うことをも意味している。このことにより地元への帰属意識が薄いという状況と相談できる知人がほとんどいない状況が生ずる。このことは女性が立候補しようとする動機を削ぐことにつながっている。次に「看板」であるが、このような顕著な知名度は男女問わず極めて少数限定的な特権である。特に有力者には地元企業の社長などといった産業界の上層などがこれに当たり、女性管理職割合が低い現在では極めてまれであるといえる。つまり、立候補しようとする女性のうちで「看板」を備えている候補者はまれであり、基本的に効果を楽しむことができない。最後に「鞆」であるが、女性の就業率の低さや特に正規雇用で働いている女性が少ないことなどからも女性が十分な経済力などを有しているとは考えにくい。また、仮に夫帯しているとしても容易に夫の収入で賄える額ではない。結果として、選挙活動をする上での資金が十分に用意できないことから女性の立候補は困難になっている。

このように、「地盤・看板・鞆」という求められる条件を満たすことは男性に比べて女性は特に困難であることがわかる。

2. 立候補をする動機・きっかけの不足

議員という職業は特殊でありながらも、世の中に数限りなくある仕事のうちの一つに過ぎない。つまり、議員を志すに至るには一定の理由ときっかけがないことには自然と目指す職業で

はない。要するに、周囲からの働きかけや議員経験のある人間の身近な存在などといった動機を生みえる環境あるいは政治・社会に対する強い問題意識などが存在しなければ目指さない職業である。

ここで前述の「地盤」を引用するが、現地と希薄な関係に置かれがちな女性には議員になるような働きかけが少ないと考えられる。加えて、現職議員内で女性議員が極めて少ないことが女性に対して「女性が議員になることは難しい」という意識を植え付けかねず、志せども立候補を踏みとどまることになりかねない。特に地方議会では多くの立候補者が当選することを考えれば、女性議員比率を高める上ではより多くの女性が立候補をすることが根本的に必要とされる。

3. 出産・育児と議員職の両立、経験の活用

近年多く話題として取り上げられているものに女性の活用という考え方がある。少子高齢化に伴い労働力人口が減少する中で労働力を確保するには出産・育児を経た影響で離職し、非正規雇用としてのパート職や専業主婦として眠っている女性の労働力で補い、今後の日本経済の活性化を図ろうという考えの下に提唱されている。しかし、まだまだ企業雇用環境や復職までのプロセスが十分に確立されていないために出産育児後の復職は難しい。

その反面、議員職では勤務経験、出産・育児経験は本人の実績として評価されるべき経験であり、経験の豊かさが一定以上求められる政治において、むしろ特別若い女性よりも一度出産・育児のために離職し、復職を希望している年代の女性こそが議員職としてその豊かな経験を生かせるのである。また、一般的な民間企業のような出退勤規定も少なく、国会や議会が招集されていない期間は比較的柔軟な時間の過ごし方ができるなどワークライフバランスにおいても個々人の事情に耐える。このことから、民間企業への再就職などよりも育児や家事との両立が容易な職業だといえよう。

② 地域的要因

ここでは、立候補には候補者本人の意思や経済状況などの個人要因だけでなく、選挙区の特徴や市民特性、公共サービスなども女性の立候補・当選に影響を与えていることを示す。

竹安 2002 では女性議員になった人物の中で周囲からの担ぎ上げや推薦などが大きな立候補決定要因となっている女性が多くいると記されている。つまり、本人の立候補意思や関心に伴わず、立候補者の身边的人々やコミュニティ影響が大きな影響を及ぼすことを示している。この点で①地域コミュニティとの結びつきの強さは重要な要因であるといえる。また、女性が立候補する上で最大の地域的な阻害要因は②性別役割分業の考え方が根深いという地域特性である。この考え方下では、家事・育児などが女性の大きな負担となるため、政治に費やせる時間の確保が難しく議員職との両立において非常に大きな障壁となると述べられている。また、出馬地域から十分な得票する上には、その地域社会の多くの住民からの信任を勝ち取らなければならない。しかし③女性の場合には周囲住民からの信頼を得ることが期待できる自治会長のような地域社会の役職につくこと困難な状況にある。したがって、地域社会から推薦を受けることが男性よりも難しい。また、竹安 2004 では④女性が初立候補時に不安に思った事項として「自分の力量」があらゆる議員において一番多い結果であるとしている。

以上から①と④についてさらに触れる。①地域コミュニティとの結びつきの強さを図る指標として竹安 2004 では出生地と立候補地の一致不一致についても指摘をしている。男性・女性議員それぞれの出生地と立候補地は 2002 年全国地方議員調査において「男性議員の場合、政党型を除いて『出生地と同じ』との回答が 75～85%ときわめて高く、政党型議員の場合でも 50%を越えている。これに対して女性議員は、地元型議員で約 50%、その他の類型の議員の場合、逆に『都道府県が異なる』との回答が 40%を越えて最も高く」なっているとされている。また、我が国の政治家の特徴として概して地元との結びつきが強く、上記の結果から特に男性において地元性が高いといえる。ここからも男性は地域社会から人的ネットワークや活動への理解を得

ており、選挙の時には重要な支援基盤となる。また、反対に女性は地元における支援基盤が弱い候補者が多いといえる。また、④女性の初立候補時の最大不安項目が「自分の力量」の不足であることについて竹安 2004 では Darcy, Welch & Clark 1994 を引用し「女性は社会の性別役割分業意識に基づいて、自分自身の役割を家庭と家族に集中させてきた結果、家庭以外の領域での活動経験の不足やキャリアの中断のため自分自身の能力に対する不安感を抱いていることが、政治領域から女性を遠ざけている要因の一つである」という指摘によって説明している。この現状をさらに読み解けば、女性の活動経験の不足による能力の未熟さあるいは自信の不在を払拭できるような支援サービスが現段階において各地域で不足していることを意味していると理解することができる。

このように、女性の立候補を阻害する地域的要因は①地域コミュニティの希薄さに伴う地域社会の支援基盤の脆弱さ、②性別役割分業の根付いた地域における女性からの「政治に費やすための時間」の喪失、③地元住民からの信任を得られる役職への就任が難しいこと、④女性自身の力量が不足しているあるいはそう思い込んでいることへの地域単位の教育・奨励支援の不足といった4つが挙げられる。

第2節 仮説

では、このような状況の中で女性の政治参画を促す要因は何であろうか。これに対する我々の仮説は、「地域による女性参画の支援の充実、社会経済的要因という2つの地域的要因が議会における女性の代表性を高める」である。

以下の分析では全国の市区データをもとに、市区議会における女性議員割合が選挙区の女性支援、社会経済的要因でどのように説明されるのかを明らかにする。

第2章 先行研究・本稿の位置づけ

「女性差別撤廃条約」「北京宣言および行動綱領」「国連ミレニアム宣言」「ミレニアム開発目標」などから見て取れるように、現代においてジェンダー平等や女性のエンパワーメントの促進は国際的なトレンドである。このような国際的潮流を受け、各国で女性運動が活発化してきた。特に政策決定の場である政治分野における女性の過少代表性はどの国でもかなり問題視され、クォータ制等のさまざまなポジティブアクションがとられてきた。したがって女性の政治参画に関する研究はこれまでに数多くなされている。しかし、それらの中で実証分析を用いたものはほとんど見られない。参考とする研究の数が限られているが、この章ではアメリカの市議会における女性の代表性の決定要因を実証分析により推定した Alozie・Manganaro(1992)を先行研究として紹介する。

Alozie と Manganaro(1992)は、「議会サイズ(議席数)」と「選挙制度」が市議会における女性の代表性にどれほど影響力をもつかに焦点を当てて二つの分析を行っている。一つは市議会における女性議員の割合を被説明変数においた OLS 分析で、もう一つが議会に女性議員がいれば”1”、いなければ”0”としたダミー変数を被説明変数においたロジット分析である。説明変数には上述の「議会サイズ」と「選挙制度」に加えて「マイノリティ人口」「地域ダミー」、市の規模としての「人口」、社会経済的要因としての「女性の大学卒業割合」と「女性の管理職割合」をおいている。

彼らは OLS 分析の推定結果から、議会サイズも選挙制度も女性の政治代表性を説明するには十分でないと結論付けた。ただしロジット分析の結果からは、議会サイズが「議会に女性がいるかどうか」に対して正の説明力を持ち、且つ地方政府自身で操作可能な変数であることを示唆している。また、課題として二つの分析モデルの決定係数が非常に低いことにも言及しており、この分野での計量経済を用いた研究の難しさを示している。

米国と日本ではその政治や地域の状況が違いすぎるため、我が国で上記の先行研究の分析を再現するのは不可能である。具体的には米国で言われる黒人やヒスパニック等の人種の多様性や、南部や北部による政治的嗜好の違いもみられない。したがって日本独自の変数の追加が必要不可欠であると考えた。

これを受けて本稿の位置づけは、全国の市区(790市と東京23区)のデータを用いた分析を行い、女性市議会議員割合に影響を与える地域的要因を探ることである。仮説部分で述べたように、女性支援と社会経済的要因に焦点を当てて分析を行う。本稿のオリジナリティとしては、主に3点ある。①日本の市区を分析対象にしたこと、②新たに変数を追加したこと、③多重共線性を排除したことである。これらにより、決定係数をあげることに成功した。以下では分析に用いたデータとモデル、それから得られた推定結果を述べる。

第3章 理論・分析

第1節 データ

分析の目的は現状の章で述べた仮説—地域による女性参画の支援の充実、社会経済的要因という2つの地域的要因が議会における女性の代表性を高める—を検証することである。

本研究では、平成22年度の国勢調査、女性関連施設データベース、各自治体のHPから全国790市、東京23区のデータを収集し重回帰分析を行う。

第2節 分析モデル

(1)被説明変数

ここでは全市区(790市、東京23区)の女性市区議員割合を被説明変数においた。先行研究のようなロジット分析を行わなかった理由は、日本の市区議会において女性議員が存在しないものは全体の10%にも満たなく、分析結果においてアカデミックな議論を行えるほどの推定結果を得られなかったからである。

(2)説明変数

・1km²あたり女性施設数

その市区がどれだけ女性支援を行っているかという指標として用いた。市区ごとに存在する女性関連施設数を市区面積で割ったもので、正の説明力を持つと考え変数に組み込んだ。

・社会経済的要因

市区ごとの女性大学進学率、女性就業率、平均月収の3つである。女性が政治進出することへの受容度はある程度の教育と労働の機会を得た人々ほど高くなるといわれており、先行研究でもこの受容度の指標として女性大学卒業割合と女性管理職割合が用いられている。ただし、本稿では存在する市区データの都合上、大学卒業者割合を女性大学進学者割合に、管理職割合を女性就業割合に置き換えている。また、経済的安定が立候補を促すと考え、平均月収を社会経済的要因として新たに追加した。

・外国人割合

人口のうち外国人の占める割合である。その市区がどれほど少数派に対する受容を持つかの指標として用いた。少数派に対する受容度が高ければ女性の政治進出にも寛容的であると考え変数に追加した。

・議会サイズ

先行研究と同様に、全国の市区議会ごとの総議席数をおいた。¹⁰

・女性候補者割合

日本の地方選挙の場合は女性立候補者の当選率が高いので、正の説明力を持つと考え変数に追加した。

¹⁰先行研究では市の規模の指標として人口を用いていたが、日本の場合人口は議席数と大きな相関を持っているため、本研究では議席数を残し人口を変数から除外した。

・母子家庭割合

総世帯に占める母子家庭の割合で、多いほど女性支援を求める声が強まることから正の説明力を持つと考え変数に追加した。

なお各変数の記述等計量は表 3 の通りである。

表 2 記述統計量

変数	サンプル数	平均	標準偏差	最小値	最大値
女性議員割合	812	0.1296324	0.0830449	0	0.4285714
議会サイズ	812	24.46429	9.35424	1	86
女性/男性 大学進学者割合	796	1.163369	0.7954251	0.0833333	13
女性/男性 就業者割合	812	0.8389057	0.2153368	0.5761384	2.452065
外国人割合	812	0.0102833	0.0093767	0.0006176	0.0788884
女性/男性 候補者割合	797	0.1478789	0.1407302	-1.970588	0.65
1km ² あたり女性関連施設数	812	0.0085167	0.023007	0	0.3436426
母子家庭割合	812	0.0765177	0.011198	0.0422912	0.1242943
平均月収	812	393820.1	31238.38	309985	481104

第3節 推定結果

第 2 節の推定結果は表 3 の通りである。なお、統計ソフトは STATA11.2 を用いた。

結果として、議会サイズが負に有意に、女性候補者割合・1 km²あたり女性関連施設数・平均月収が正に有意に効いた。

まずは仮説の検証をする。仮説「地域による女性参画の支援の充実、社会経済的要因という 2 つの地域的要因が議会における女性の代表性を高める」は、女性参画支援においては支持されると分かる。社会経済的要因として入れた変数のうち、女性大学進学率と女性就学率では有意な結果が得られず、平均月収のみが正の説明力を持つ結果となった。

また仮説に関連しない変数のうち、議会サイズが負に有意に効いている。少ない議席数を争う選挙において女性が男性に対して不利であると解釈できる。実際に女性立候補者にとって、小選挙区よりも比例代表制のほうが当選しやすいことは多くの研究者が述べている（衛藤（2007））。

女性候補者割合は正に有意に効いており、このことから当選率に関しては男女間での格差はほとんど存在しないということが分かる。女性の過少代表の大きな要因は候補者数における圧倒的な男女差であるといえる。

表 3 OLS 推定結果

説明変数	Coef.	Std.Err	t	P>t	[95%Conf.Interval]		
議会サイズ	-0.0005187	0.000292	-1.78	0.076	-0.00109	5.42E-05	*
女性/男性 大学進学者割合	-0.0000515	0.002757	-0.02	0.985	-0.00546	0.00536	
女性/男性 就業者割合	-0.0031853	0.011159	-0.29	0.775	-0.02509	0.018721	
外国人割合	0.4404549	0.283047	1.56	0.12	-0.11518	0.996089	
女性/男性 候補者割合	0.2898047	0.016216	17.87	0	0.257972	0.321638	***
1kmあたり女性関連施設数	0.4334292	0.103117	4.2	0	0.231007	0.635851	***
母子家庭割合	0.077376	0.232427	0.33	0.739	-0.37889	0.53364	
平均月収	7.48E-07	9.61E-08	7.78	0	5.60E-07	9.37E-07	***
サンプル数:781 R-squared=0.4662							
※***1%水準, **5%水準, *10%水準で有意							

第4節 分析結果と政策提言の方向性

この節では前節の分析をまとめ、そこから繋がる政策提言の方向性について述べる。

前節では全国の市区議会における女性議員の割合を選挙区の地域的要因で分析した。その結果、①女性支援が充実している地域ほど女性議員割合が高い、②女性の候補者割合が高いほど女性議員割合も高くなる、という結果が得られた。我々はこの結果をもとに、「女性の政治への関心・知識・能力を高める政策」と「女性候補者を増やす政策」を提言する。

前章では女性の政治参画を促進するために、「女性の政治への関心・知識・能力を高める政策」と「女性候補者を増やす政策」が重要であると結論付けた。

この章では上記の知見をもとに、「自治体による『女性と政策』に関する定期セミナーの導入」と「衆議院議員総選挙比例代表クォータ制の導入」を提言する。また、クォータ制導入に関して政党ヘインセンティブを与えるため、「供託金の減額」、「政党交付金の算定方法の変更」、という2つの政策を提言する。

第4章 政策提言

第1節 「女性と政策」に関する定期セミナー導入

前章の市区議会における女性議員比率に関する分析により、「単位面積当たりの女性関連施設数が多い地域ほど、市区議会における女性議員比率が高い」つまり、「女性支援が充実しており、女性関連施設へのアクセスが容易な市区ほど、その市区議会の女性議員比率が高い」という結果が導かれた。また、竹安（2004）では「立候補に対して女性議員が直面した不安は『力量の不足』」であると 2002 年全国地方議員調査データから分析している。我々は女性の政治参画を本稿のテーマとするにあたり、女性の立候補者数が少ないことが原因で議会における男女の数的バランスに偏りが生じていることに問題意識を持っている。このため、女性の根本的な議員職・政治への関心を高めることを趣旨とした政策提言を行う。

1. 提言内容

NPO・NGO に従事している女性を主な対象とし、女性関連施設等にて定期セミナーを開催することを総務省と市区自治体へ提言する。女性の中でも特に受講対象を NPO・NGO 女性従事者とするのだが、その理由は 3 つある。①一般的な市民よりも NPO・NGO メンバーは社会問題への関心が強いこと。②NPO・NGO といった活動団体であるため、考えや理想を実行に移す経験を積み実践的なスキルを有していること。③公聴会など市民を代表してスピーチが可能な場に NPO・NGO メンバーとして意見表明経験のあるメンバーなどがおり実践的な経験を評価できることである。これらの理由より、政治家として立候補するにあたって必要な力量や支援を得られる母体が備わっていると考えられる。なお、具体的な定期セミナーの内容としては「女性・福祉とそれに対する政策」について考えるワークショップ型や前述した NPO・NGO 経験があるからこそ議員職へ適任であることと議員職に就くことの利点などについて紹介する形式が考えられる。また、実際に現職議員などを招いての講演など各女性関連施設により柔軟なコンテンツ内容を認めることでより多くの NPO・NGO 女性メンバーでの開催と反響を確保する。

2. 「女性と政策」に関する定期セミナー」制度の実現可能性

我々はこの「女性と政策」に関する定期セミナー」制度の考案にあたり、NPO 法人「フィフティ・ネット」、財団法人「市川房枝記念会 女性と政治センター」および「全国フェミニスト議員連盟」などの取り組みを参考にした。

具体的には活動開始から 10 年を超えた実績のある NPO 法人「フィフティ・ネット」の行う「バックアップ・スクール in 関西」と呼ばれる支援活動である。これは政治への関心のある女性や立候補を目指している女性に対して、政策立案方法や議会の仕組み、選挙時のノウハウなどを網羅的に専門家が教えるプログラムである。また、街頭演説練習や選挙シミュレーションなど実践的なプログラムを始め支援基金や情報誌発行なども行われている。さらには、女性議員と立候補者間の情報交換やネットワーク支援も行っており極めて幅広いサポートなされるという点で非常に先進的かつ有意義な事例である。しかし、このような充実のプログラムにも 3 つの問題点がある。①支援団体が稀少なため多くの人がこのようなサポートを受けることができない。②各支援団体の活動範囲が局地的なため、サポートを受けられる地域が限定されている。③既に議員や政治に関心を有する女性を対象としており、そもそも政治に無関心な女性や

議員職の魅力に気づけていない女性への働きかけが難しい。ここで「女性と政策」に関する定期セミナーの導入」を実施した場合に、同様の問題が起こるかを検討したい。

①支援団体の稀少性によって、サポートを受けられる人数が限定的になる問題について。公共福祉サービスとしての NPO・NGO 女性従事者を主な対象とした定期セミナーの場合には女性関連施設、具体的には市区行政主体の「男女共同参画センター」や「婦人の家」などにて各所開催されるため、相当数のセミナーが行われ多くの人を対象に行うことができる。したがって、NPO 法人等、民間自主支援団体が提供しているプログラムが抱える受け入れ人数が限定される問題は生じない。

②各支援団体の活動範囲が狭小であるために支援提供地域が限定されてしまう問題について。定期セミナーは団体単位ではなく、女性関連施設ごとに統一的に行われるため、地域によるプログラムの提供可否などの差は限りなく軽減される。本来的に、女性関連施設は男女平等・男女共同参画を図る様々なセミナーを開催することや開催するための場所の提供を設置目的としている。このように、団体で展開されているプログラムを施設単位で展開していくことでより広範に効果的にサービスを提供できる。よって、支援提供地域が限定されてしまうような問題は生じない。

③政治に無関心な女性や議員職の魅力に気づけていない女性が対象外となっている問題について。我々の政策が実施される場所は女性関連施設であり、前述の通り「男女共同参画センター」や「婦人の家」といったものである。これらの多くは、学習室と呼ばれる部屋を有し、そこは多くの地元 NPO・NGO にとって極めて貴重な集会・活動の場所となっている。このことは NPO・NGO に従事しているメンバーへ様々な案内をすることが容易であり、女性メンバーもその例外ではない。つまり、彼女らを招待する形でセミナーを開催することは可能である。NPO・NGO 所属メンバーはその所属団体のボランティア分野に関しての関心は強いが必ずしも初めから政治に強い関心を持っているわけではない。しかし、NPO・NGO が携わっている分野・社会問題は多くの場合、非常に深い部分で政治と関与している。あるいは、政治によって根本解決も目指せる場合がある。このように開催場所と対象を限定することで政治に「未関心」な女性や議員職の魅力に気づいていない女性への働きかけが可能となる。

3. 「女性と政策」に関する定期セミナー」制度の必要性と効果

女性と一口に言っても、極めて幅広い層がある。例えば、A：女性議員や女性立候補予定者のような既に強い政治的関心を有する層、B：NPO・NGO や PTA 役員といった特定の分野への関心が強く実際に行動を伴う活動を行っている層、C：就業・出産・育児経験などを有する特定の分野に関心はあるが特に活動をしていない一般女性層といったものである。この中で我々は B にあたる層に注目した。その理由は 3 つある。①A にあたる層の内、女性議員は所属政党や超党派グループなどへ求めればスキルアップや教育を受ける機会を比較的容易に享受できると考えたためであり、立候補予定者もまた今回参考としている「バックアップ・スクール」のような民間レベルでのサポートが存在しているためである。また、②C にあたる一般女性層は、政治関心が強くなく特に団体として行動をしていない以上、彼女たちを対象にセミナーを開くことは求心力の低さから難しいと判断したためである。最後に、③B の層は前述の通り、特定の分野への関心が非常に強い。これらの関心分野は政治と深く関わっていることが多分にある。この点から、我々は政治と彼女たちの活動分野を絡めることによって集客に十分な求心力を得ることができると判断した。

関心分野の多様性と活動場所が女性関連施設に集中しやすい NPO・NGO を特に今回の政策の対象とすることにする。NPO・NGO に従事しているメンバーはその団体の支援目標となる分野において自らが最大限有効な支援を行うことで事態の維持や問題の解決を目指す。そのため、議員となり政策や規則策定に関わることがより効率的に成果を挙げられると知れば、議員職を魅力的に考えることになるであろう。少なくともこれまで以上に政治への関心を強くすることだろう。ここで、我々が政治に強く関心を持つ女性を増やすことを重視している理由は次

のような考え方にある。「女性議員を増やすためには、女性立候補予定者を増やすことが必要だが、そもそも政治への関心の強い女性を作らないことには女性候補予定者は生まれない。」

このように、政治に関心がある女性や議員職への魅力に気づく女性を増やす上でも、特定の分野に強い関心を持ち、団体に所属し具体的な行動をしている経験豊かな人材である NPO・NGO 従事女性メンバーは非常に重要な層だと言える。各メンバーの得意とする分野について政治的観点から眺めるなどのワークショップを通して、政治への関心を高められれば NPO・NGO という強いコミュニティと一定の支援者を持った極めて有力な立候補者になるためである。我々の政策が継続的に行われることで政治強い関心を持った女性が増えれば、女性からの議員への立候補者も増えて行き、結果として女性議員の割合が増していくことであろう。そして、次第に議会における男女バランスの偏りが解消され、男女ともに発議しやすくバランスの取れた議論がなされ、より両性が過ごしやすい生活が保障されるようになると思われる。

第2節 衆議院議員総選挙比例代表クォータ制導入

1. 現在の国政選挙の仕組みと現状

現在、衆議院議員総選挙と参議院議員通常選挙では、異なる選挙の仕組みがとられている。

まず、総選挙であるが、これは全国を 300 の選挙区に分けて 1 人を選出する小選挙区と、11 ブロックで総定数 180 人を選出する比例代表から成り、計 480 議席を争う。小選挙区の投票用紙には候補者名を、比例代表には政党名をそれぞれ記入する。総選挙の比例代表では、拘束名簿式が採用されており、ブロックごとに、政党の得票数に応じて議席が配分され、名簿順に各党の当選者が決まる。この名簿の順位は、事前に政党が決め、届け出がなされる。

一方、通常選挙では、総定数 242 の半数を 3 年ごとに改選し、選挙区では 73 人、比例区では 48 人が選出される。選挙区数は、都道府県がそれぞれ 1 選挙区となっており、選挙区ごとに 1 人から 5 人が改選される。比例区は、全国を 1 選挙区とした比例代表制を採用しており、個人名か政党名のいずれかで投票できる非拘束名簿式で実施している点で衆院選と異なっている。個人票と政党票を合算した票数が政党の総得票数となり、これによって各党の当選人数が確定し、政党ごとに個人票の多い順で当選が決まる。

ここで、総選挙と通常選挙の比例代表の制度の違いに着目したい。衆議院においては、拘束名簿式が採用されているため、政党が独自に名簿の順位を決めることができ、当選させたい者を上位におくことができる。一方、参議院では、非拘束名簿式が採られているため、各候補者は、当選するために同じ政党の候補者より多くの個人票を集める必要がある。このことから、我々は、通常選挙の比例代表においてクォータ制を導入しても、女性候補者がどれだけ当選するかは個人の力量によるところが大きくあり、女性候補者にとって当選するにはかなり高いハードルになるのではないかと考えた。そこで、我々は、政党が選挙前に任意に名簿の順を決定することができる総選挙の比例代表においてクォータ制を導入することを提言したい。

2. 政策提言

我々が提言する「衆議院議員総選挙比例代表へのクォータ制導入」とは、総選挙の比例代表の各党の名簿に、女性候補者を全比例代表候補者数の 30% に達するまで 3 人に 1 人以上入れるという方法で行うものである。「女性候補者を全比例代表候補者数の 30% に達するまで 3 人に 1 人以上入れる」というのは、拘束名簿式のもとでは、名簿の順が下位に行くほど当選確率は低くなってしまいうため、女性候補者を増やしたものの、名簿の下位に名前を並べ、実際は当選できないという事態が起きうることを想定し、女性候補者の名前を上位に多く入れておくこと

で、その当選する可能性を高めることを目的に設定した。また、30%という数値は、政府の掲げている「2020年までにあらゆる指導的地位にいる女性の割合を30%に引き上げる」という数値目標に倣った。

3. クォータ制導入の効果

平成26年1月現在、衆議院における女性議員は、選挙区16人、比例代表23人の計39人¹¹であり、その割合は、選挙区では5.3%、比例代表では12.8%、衆議院全体で8%である。ここで、我々の提案するクォータ制を比例代表に導入し、比例代表の女性議員の割合が30%になったと仮定すると、その人数は180人のうちの30%であるから54人となり、衆議院全体の女性議員数が70人に増加し、その割合は14.6%に上昇する。衆議院の女性議員の最大人数が54人(2009年総選挙時)であることを考えると、このクォータ制を導入することに大きな効果が期待できると結論付けることが可能だろう。

4. 政党へのインセンティブ付与のための提言

このクォータ制を導入する政党へのインセンティブとして、(1)供託金の減額、(2)政党交付金の算出方法の変更、という2つを提言する。

(1) 供託金の減額

まず、供託金の減額について説明する。現在、衆議院議員総選挙の比例代表の供託金は1候補者につき600万円とされており、小選挙区と重複立候補する者においても、小選挙区の供託金300万円とは別に300万円がかかるため、比例代表のみに出馬する候補者と同様に600万円が必要である。この供託金の制度は、公営選挙において、売名目的の候補者や泡沫候補、泡沫政党が出馬することを未然に防ぐことを目的として設けられている。そのため、この600万円という金額は、比例代表に立候補する者にとって非常に大きな足かせになるという批判もなされている。ここで、我々は、全比例代表候補者の30%以上を女性にした党の比例代表での女性候補者の供託金を減額することで、女性がより比例代表に立候補しやすくすることが可能だと考えた。この供託金というものは、当落に関係なく、一定の票数を獲得すれば候補者に返還される上に、比例代表で議席を争えるような政党から売名目的の候補者や泡沫候補が出馬するとは考えにくいいため、このように減額しても大きな問題にはならないと結論付けた。

(2) 政党交付金算出方法の変更

次に②政党交付金の算出方法の変更について述べる。政党交付金とは政党に対し国庫から交付される資金である。決められた交付金の中で、届出をした政党が「議員数割」、「得票数割」の二つに応じてそのパイを取り合うのである。ここでは「議員数割」の算出方法の変更を提言する。

現在交付金の議員数割は総額の1/2を占めている。この配分方法は、その政党に所属する衆参両院の議員数を各政党に所属する議員の総数で割り、議員数の割合を出し、それに議員数割の総額を乗じて算定するというものである(図3)。

ここでの我々の提言は衆参議員数を点数化することである。具体的には男性議員を1点、女性議員を2点として上記の計算方法で算出、配分する。これにより政党に対して女性議員を擁立するインセンティブを付与する。また、交付金の総額は変わらず、国の支出も変わらないので実現可能性は存在すると考える。

¹¹ 特定非営利活動法人 意思決定の場に女性を増やす『衆議院での女性議員比率』
http://www.geocities.jp/senkyo_power/data/num_01_shu.html

図 3. 政党交付金の配分¹²

区 分			各政党に交付する政党交付金の額の計算	
議員数割 [政党交付金総額の 1 / 2]			議員数割 (1 / 2) × $\frac{\text{当該政党の国会議員数}}{\text{届出政党の国会議員数の合計}}$ ①	
得票数割 [政党交付金総額の 1 / 2]	衆議院議員 総選挙 [前 回]	小選挙区	得票数割 (1 / 2) × 1 / 4 ×	得票割合 [※] ② a
		比例代表	得票数割 (1 / 2) × 1 / 4 ×	得票割合 [※] ② b
	参議院議員 通常選挙 [前 回] [前々回]	比例代表	得票数割 (1 / 2) × 1 / 4 ×	得票割合の平均 (前回・前々回) ② c
		選挙区	得票数割 (1 / 2) × 1 / 4 ×	得票割合の平均 (前回・前々回) ② d
政党への政党交付金の配分額			① + ② (a ~ d の計)	

※ 得票割合 = $\frac{\text{当該政党の得票数}}{\text{届出政党の得票数の合計}}$

「得票割合」は、有効投票総数に対する得票率とは異なります。

以上 2 つの提言とともに衆議院比例代表クォータ制を提言する。

5. クォータ制への批判

クォータ制の導入に関しては日本でも多くの議論がなされてきた。それにもかかわらず導入に至らなかったのは「平等機会の制約」が存在するという批判によるものが大きい。つまりクォータ制で女性に一定割合振り分けるのは、本来平等に与えられるべきである機会を制限してしまうというのである。これに対する反論を衛藤(2007)から借りて本節の締めとする。

『選挙クォータは、政治的弱者集団の代表性を向上させることを目的としている。この目的は、市場の論理にはそぐわないが、政治の民主的運営に抵触するものではない。というより、政治代表の多様性を高めるため積極的な方法として、民主主義に貢献する。有権者にとっては、選択肢がより広がることでもある。議会の立候補者は雇用の場の志望者とはやはりその性質において異なっている。』¹³

¹² 総務省「政党交付金の額の算定と交付手続き」

¹³ 彼女は先に平等の制約が労働市場(資本主義)にはあてはまるが、議会(民主主義)においてはその合理性が認められないと述べている

おわりに

本稿では政治分野における女性のエンパワーメントを促進させる要因を探ることを目的に、全国 790 市、東京 23 区のデータを用いて重回帰分析を行った。その結果、「女性支援の充実」や、「平均月収」、「女性候補者割合」が正に有意、「議会サイズ」が負に有意に効くことが分かった。この結果を踏まえて、女性の政治への関心・知識・能力を自治体による支援で高めることを目的とした「自治体による『女性と政策』に関する定期セミナーの導入」と、衆議院議員比例代表選挙において政党に候補者の女性の割合を 30%以上にするを義務づける「衆議院議員総選挙比例代表クォータ制の導入」の二つの政策を提言する。政党にインセンティブ付与するために「供託金の減額」、「政党交付金の算定方法の変更」、という 2 つの政策を提言した。クォータ制の是非については、衛藤(2007)においてクォータ制導入に対する批評と反論が一通り述べられているので、そちらを参考にさせていただきたい。

しかし本稿には以下のような課題も残されている。まずは、女性が政治参加することで社会的メリットが得られるということを実証的に明らかにできていない点である。国際社会の潮流も女性のエンパワーメントを促進することは必要なことであると前提にしており、実際に様々な理論的研究もなされている。本稿でも理論ではそのメリットに触れているが、女性の政治参画による社会的効果の実証は行えていない。その部分での研究が進めば、政治への女性参画反対派の説得もよりスムーズに行えるだろう。次に、市区議会の女性割合であるが、地域的要因だけでは十分に説明しきれない部分もあるという点である。推定結果では候補者が正に優位に効いていたが、そもそも日本の場合は女性の候補者自体が少ない。立候補にいたるまでには地域的要因よりもむしろ、個人的な要因が大きな説明力をもつだろう。この点は今後議員の個票データを用いた分析で明らかにしていくしかない。女性議員を増やすためには、現在議員を務めている方々の協力も必要不可欠である。

最後に、本稿が女性の政治に関する関心・知識・能力向上のきっかけとなり、政治における女性の過少代表性を是正する一助になることを願い、本稿を締めくくる。

先行研究・参考文献・データ出典

《先行論文》

- ・ Alozie& Manganaro(1992) "Women's Council Representation: Measurement Implications for Public Policy" Political Research Quarterly, vol.46, No.2, pp383-398
- ・ 吉田孝 (2006) 「アメリカ政治学における女性議員の研究 女性議員数の増加とその効果を中心に」『早稲田政治経済雑誌』365号、60-76ページ
- ・ Sue Thomas(1994), "How Women Legislate", Oxford Univ Pr on Demand
- ・ 山本健太郎 (2009) 「韓国における女性の政治参加 選挙法の改正によるクォータ制度の強化と女性議員数の増加を中心に」『レファレンス』No.702
- ・ Amy Caiazza(2004), "Does Women's Representation in Elected Office Lead to Women-Friendly Policy? Analysis of State-Level Data", Women and Politics, Vol.26, No.1, pp.36-44
- ・ 衛藤幹子(2007)「女性の過少代表とクォータ制」

《参考文献》

- ・ 内閣府男女共同参画局『男女共同参画基本計画』
<http://www.gender.go.jp/about/danjo/basic/plans/>
- ・ UNICEF『世界子供白書2007』50-67ページ
- ・ 国連開発計画発行(日本語訳内閣府責任)『政党をより強くするための女性のエンパワーメント：女性の政治参加促進のためのガイドブック』
http://www.undp.or.jp/publications/pdf/empowering_women_for_stronger_political_parties_j.pdf
- ・ 内閣府大臣官房政府広報室『社会意識に関する世論調査 平成26年1月調査』
<http://survey.gov-online.go.jp/h25/h25-shakai/index.html>
- ・ 民主党 男女共同参画局
<http://archive.dpi.or.jp/danjo/>
- ・ 竹安栄子 (2004)
「地方議員のジェンダー差異 - 『2002年全国地方議員調査結果の分析より-』」
- ・ 公益財団法人市川房枝記念会女性と政治センター
<http://www.ichikawa-fusae.or.jp/index.html>
- ・ 選挙ナビ『選挙の供託金について』
<http://www.senkyo-navi.com/kyoutakukin.html>
- ・ ダイヤモンドオンライン特集記事「市議会議員選挙は「広き門」!?高倍率3 市区町村でも当選確率50%以上！」
<http://diamond.jp/articles/-/9799?page=2>
- ・ めがせ2003年統一地方選挙 バックアップスクール in 関西
<http://www.jca.apc.org/wssj/2000nen/back.html>
- ・ 『地盤・看板・靴は民主主義のコストを最小化する』
<http://p.booklog.jp/book/21738/page/272681>
- ・ 女性政治家、女性候補者を支援～WIN WIN ウィンウィン
<http://www.winwinjp.org/index.htm>
<http://blog.goo.ne.jp/winwin-org>

- ・ エミリーズ・リスト

<http://www.emilyslist.org/>

- ・ NPO 法人フィフティ・ネット

<http://vaplog.jp/josei-seiji/>

- ・ 女性のキャリア支援サイト 特集 森屋裕子さん

<http://winet.nwec.jp/career/modules/tinyd1/index.php?id=22>

- ・ 大阪市立大学大学院創造都市研究科都市政策専攻都市共生社会研究分野

<http://co-existing.com/workshop/ws20070515.html>

《データ出典》

- ・ 厚生労働省『賃金構造基本統計調査』

http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/chingin_zenkoku_a.html

- ・ 総務省『地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調査』

http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/data/syozoku/ichiran.html

- ・ 国立女性教育会館『女性国会議員数の推移』

[http://winet.nwec.jp/cgi-](http://winet.nwec.jp/cgi-bin/toukei/load/bin/tk_sql.cgi?bunya=10&hno=0&rfrom=1&rto=0&fopt=1)

[bin/toukei/load/bin/tk_sql.cgi?bunya=10&hno=0&rfrom=1&rto=0&fopt=1](http://winet.nwec.jp/cgi-bin/toukei/load/bin/tk_sql.cgi?bunya=10&hno=0&rfrom=1&rto=0&fopt=1)

- ・ 女性関連施設データベース

<http://winet.nwec.jp/sisetu/>

- ・ ザ選挙『自治体選挙情報』

<http://go2senkyo.com/election/jichitai/pref/list>